

京都市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月14日

京都市長 門川 大作

京都市規則第53号

京都市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

京都市食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項の申請書には、規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合には、契約書その他の申請者が当該営業を譲り受けたことを証する図書を添えなければならない。

第2号様式注以外の部分中

「

新規

継続

を

」

「

新規（営業を譲り受けた場合は、営業設備の構造を記載した図面及び営業設備の大要の変更の有無 有 無）

に改め、同様式注3

継続

」

中「新規」の右に「（営業を譲り受けた場合を除く。）」を加え、同注中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 営業設備の大要の欄は、営業を譲り受けた場合で、営業設備の構造を記載した図面及び営業設備の大要に変更がないときは、記入する必要はありません。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）